

【下田市結婚新生活支援補助金】

新婚夫婦の新生活を応援します！！

下田市では、婚姻に伴う経済的不安を軽減するため、住居費・リフォーム費用・引越費用を補助します。※今年度より補助対象条件・補助金額が変更となりました。

○補助対象世帯・条件

補助対象者は、次に記載する要件を全て満たしている夫婦となります。

1 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（以下「令和5年度新婚世帯」という。）

2 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、下田市による令和4年度の補助金（以下「令和4年度補助金」という。）を受給した夫婦のうち、当該令和4年度補助金の額が補助の限度額に満たなかった夫婦（以下「令和4年度新婚世帯」という。）

3 令和4年1月1日から令和4年12月31日まで（令和4年度新婚世帯にあっては令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の間の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満である世帯であること。

4 物件を市内に有し、申請時において夫婦の双方又は一方の住民票に記載される住所が当該物件の住所となっていること。

5 婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること。

6 過去に下田市及び他自治体による同様の補助金（令和4年度補助金を除く。）を受けたことがないこと。

7 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

8 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講していること。

○補助対象経費（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施したもの。）

・住居費 新規住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を除く。対象外経費例：土地購入代、駐車場代、光熱水費、火災保険料等

・引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用）

・リフォーム費用

物件の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※倉庫、車庫、外構に係る工事費用、家電の購入又は設置に係る費用は対象外



裏面へ

○補助金の額

- 1 夫婦のいずれも39歳以下の令和5年度新婚世帯 60万円
- 2 夫婦のいずれか年齢の高い方が29歳以下の令和4年度新婚世帯 60万円から既に受給した令和4年度補助金の額を差し引いた額
- 3 夫婦のいずれか年齢の高い方が30歳以上39歳以下の令和4年度新婚世帯 30万円から既に受給した令和4年度補助金の額を差し引いた額

○補助までの流れ

交付申請書に必要な書類を添えて、下田市役所の福祉事務所（⑥番窓口）に提出してください。
申請される方は事前に下記のお問い合わせ先へご相談ください。

○提出期限 令和6年3月31日

予算額に達した時点で受付終了となります。

○申請に必要なもの

- ・結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式1号）
- ・住民票の写し
- ・戸籍抄本又は婚姻届受理証明書
- ・所得証明書
- ・（貸与型奨学金を返済している場合）貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- ・（住宅を購入した場合）物件の売買契約書及び領収書等支払額が確認できるものの写し
- ・（住宅を賃借している場合）物件の賃貸借契約書及びこれに係る領収書等支払額が確認できるものの写し
- ・住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- ・リフォームに係る工事請負契約書等及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- ・引越に係る領収書等支払額が確認できるものの写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- ・結婚、妊娠・出産子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等の受講証明書※
- ・その他の書類が必要となる場合があります。

※ 講座の受講は、静岡県ホームページ内（下記QRコード参照）にある3つの教材のうち、どれか一つを受講いただき、受講後アンケートに回答すると受講証明書が発行されますので、申請時に必要書類と一緒に提出してください。



【お問い合わせ先】

〒415-8501 下田市東本郷 1-5-18
下田市役所 福祉事務所 社会福祉係
電 話 ： 0558-22-2216